

宇治市のかいごほけんだより

2015年6月 No.26 保存版
発行 宇治市介護保険課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
電話番号 22-3141(代)
URL http://www.city.uji.kyoto.jp

6月中旬、介護保険料額納入通知書を送付します

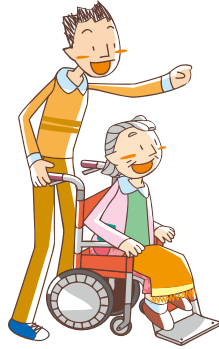
6月中旬に送付する「介護保険料額納入通知書」は、平成27年度に第1号被保険者(65歳以上の人)が納める介護保険料額・保険料段階(第1～15段階)・納め方などをお知らせするものです。今年度から圧着はがきで送付するため、今号に介護保険料の詳しい内容を掲載します。必ず保存しましょう。

圧着はがきで送付します

今年度から「介護保険料額納入通知書」が、圧着はがきになります。

◆対象者・・・市内在住で支払方法が、次のいずれかに該当する人

- ◎特別徴収(年金からの差引き)で納めている人
- ◎口座振替で納めている人
- ◎年度内に上記の両方で納めている人
- ♣上記以外の人(納付書で納めている人や通知先を市外に設定している人など)は、例年どおり封書で送付します。



介護保険の財源 ～介護保険料の使い道～

第1号被保険者(65歳以上の人)が納めた介護保険料は、主に65歳以上の皆さんが介護保険サービスを利用したときの費用に使われます(訪問介護<ホームヘルプ>や通所介護<デイサービス>の利用料、介護老人福祉施設<特別養護老人ホーム>の入所による利用料など)。なお、介護保険サービスの総費用の内訳は、次のとおりです。

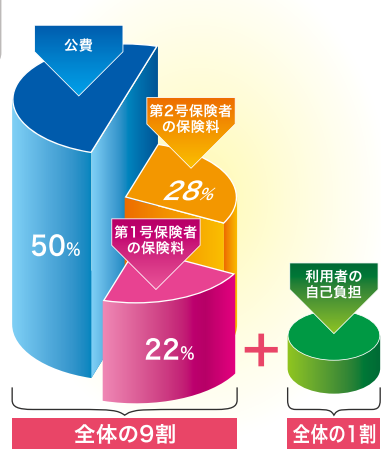
◆全体の9割

- ◎国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)
- ◎65歳以上の人(第1号被保険者)が納める「介護保険料(第1号被保険者)」(22%)
- ◎40～64歳の人(第2号被保険者)が納める「介護保険料(第2号被保険者)」(28%)

◆全体の1割

利用者の自己負担(原則1割負担。平成27年8月から一定以上所得者は2割負担。詳しくは、裏面をご覧ください。)

介護保険サービスの総費用の内訳



皆さんが安心して介護保険サービスの利用ができるように、介護保険料は必ず納めましょう。

介護保険料の決まり方

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料の算出過程は、次のとおりです。

- ①宇治市の介護保険サービスにかかる総費用などから、「基準額^{※4}」を決めます。
- ②その基準額をもとに、所得に応じて段階的に保険料を決めます。上記の算出過程をもとに、第6期(平成27～29年度)の介護保険料を右表のとおり設定しました。

第6期の介護保険料では、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)とは別枠で公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減を行いました。

※1:老齢福祉年金
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金。
※2:合計所得金額
純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得額及び退職所得金額の合計額。
※3:公的年金等収入額
国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のこと。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等の非課税年金は含まず。
※4:基準額
各保険料額段階において保険料を決める基準となる額のこと。
宇治市の介護保険サービス総費用のうち第1号被保険者負担分(22%)
基準額(年額) = 宇治市の第1号被保険者の人数

親展

宇治局
料金後納
郵便

見本

平成27年度 介護保険料納入通知書

●平成27年6月1日号の「宇治市のかいごほけんだより」も併せてご覧ください。

お問い合わせは
〒611-8501
宇治市宇治琵琶33番地
宇治市役所 介護保険課 In:0774-22-3141(代)

☑ここからお開ください。
(雨等で濡れた場合は乾かしてからゆっくりはがしてください)

▲6月中旬に、「圧着はがき」で送付します。見落としのないようご注意ください。

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は2種類あり、原則、特別徴収(年金からの差引き)で納めます。ただし、資格取得(65歳に到達または他市区町村から転入)した年度は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めます。納め方は、法令に基づき決定されるため、申し出により変更できません。ただし、年度途中で介護保険料額に変更があった場合などは、特別徴収を普通徴収に変更することや特別徴収と普通徴収を同時に行うことがあります。

特別徴収(年金からの差引き)

●前年度も特別徴収の人

引き続き、平成28年2月までの各年金受給日に介護保険料を差し引きます。

●新しく特別徴収が開始する人

平成28年2月までの各年金受給日(最大6回)に介護保険料を差し引きます。

なお、今年度後半(平成27年10月以降)から特別徴収が開始する人は、年間の介護保険料額の2分の1を今年度前半(平成27年6～9月)に普通徴収(納付書または口座振替)で納め、残りの2分の1を今年度後半(平成27年10月～平成28年2月)に年金から差し引きます。



平成28年4・6・8月の特別徴収の介護保険料額は、6月中旬に圧着はがきで送付する「介護保険料額納入通知書」に記載された2月の金額と同額を差し引きます。

年度途中で介護保険料額の変更

◆被保険者資格を喪失した場合(転出や死亡)

宇治市の被保険者であった期間(月単位)に応じて介護保険料を精算し、変更後の通知書を改めて送付します。

◆住民税の課税状況等の変更により保険料段階が変更した場合

介護保険料の算定基礎(根拠)となる住民税の情報に変更があった場合は、変更後の通知書を改めて送付します。

◆平成27年1月2日以降に転入した場合

転入前の住所地からの住民税課税状況等(平成26年1～12月)の回答にもとづき、平成27年度介護保険料を算定します。なお、回答の時期が6月中旬に送付する「介護保険料額納入通知書」に間に合わない人は、次の内容で算定します。

- ◎簡易申告書の提出がある人・・・簡易申告書に記入の収入金額で算定
 - ◎簡易申告書の提出がない人・・・第5段階(基準額)で算定
- なお、回答にもとづき介護保険料額が変更になる人へは、7月以降に変更後の通知書を改めて送付します。

介護保険料の減額制度

宇治市では、低所得者の介護保険料の負担軽減を図るため、申請により減額を行う制度を設けています。減額の申請を希望する人は、電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

◆対象者・・・次のすべてに該当する人

- ◎保険料段階が、第2段階または第3段階
- ◎本人を含む世帯全員の前年収入の合計が右表の基準を満たしている
 - ♣収入には非課税年金(遺族年金、障害年金など)も含まれます。
 - ♣前年収入とは、平成27年度介護保険料の場合、平成26年1～12月の収入です。
- ◎他世帯の人の所得税・住民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない
- ◎第1号被保険者が現に居住している資産の評価額が1,800万円以下であり、第1号被保険者が属する世帯が居住用資産以外に土地・家屋を所有していない
- ◎本人を含む世帯全員の預貯金合計が350万円以下(世帯人数が一人増えるごとに100万円を加算)

◆持ち物・・・上記の対象者が申請時に必要なものは、次のとおりです。

- ◎前年収入がわかるもの(年金額振込通知書・給与明細など)
- ◎認印
- ◎健康保険被保険者証
- ◎預貯金通帳(申請日時時点で記帳を済ませたもの)

介護保険料を滞納していると

1年以上滞納すると
介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となります。申請により、あとで保険給付分(9割または8割^{※8})が払い戻しになります。

1年6カ月以上滞納すると
介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となり、申請後に払い戻される保険給付分の一部または全部が差し止められます。その後も滞納が続いた場合は、差し止められた保険給付分から、滞納していた介護保険料分が差し引かれることもあります。

※8:平成27年8月から、一定以上所得者の介護保険サービス費用の自己負担は2割。詳しくは裏面をご覧ください。

普通徴収(納付書または口座振替)

年間の介護保険料額を1～10期(6月～翌年3月)に分けて毎月納めます。

●納付書で納める人

6月中旬に封書で送付する「介護保険料額納入通知書」に同封されている納付書で、取扱金融機関や提携コンビニエンスストア、介護保険課窓口で納めてください。

なお、口座振替を希望する人は、右下表の申し込み方法をご覧ください。

●口座振替で納める人

6月中旬に圧着はがきで送付する「介護保険料額納入通知書」に記載された金額を口座から引き落とします。

●口座振替の申し込み方法

| | 口座振替依頼書 ^{※5} で申し込む | キャッシュカードで申し込む |
|--------|---|---|
| 申し込み窓口 | 取扱金融機関(依頼書に記載) | 介護保険課 |
| 取扱金融機関 | 18銀行(依頼書に記載) | 4銀行(京都銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫・ゆうちょ銀行) |
| 持ち物 | ◎預貯金通帳 ◎通帳届け出印 ◎納付書 ^{※6} | ◎キャッシュカード ◎届け出人の本人確認できるもの(運転免許証など) ◎納付書 ^{※6} |
| 開始月 | 申し込んだ翌月から | 申し込んだ当月または翌月から |

※5:「介護保険料額納入通知書」に同封されています。
※6:申し込みから口座開設までや残高不足などで引き落としができなかった場合は、納付書で納めてください。

●前年収入の合計

| 世帯人数 ^{※7} | 前年収入の合計 |
|--------------------|---------|
| 1人世帯 | 94万円以内 |
| 2人世帯 | 144万円以内 |
| 3人世帯 | 194万円以内 |

※7:世帯人数が1人増えるごとに50万円を加算

その他にも、次の要件についても申請により介護保険料が減額される場合があります。電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。
・震災・風水害・火災等により、家屋等に著しい損害を受けたとき
・主たる生計維持者の死亡や失業等により、世帯の収入が激減したとき
・刑事施設等に拘禁されたとき

特別な事情がないにもかかわらず介護保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次の措置がとられます。

2年以上滞納すると
介護保険サービスを利用した際の利用者の自己負担(1割または2割^{※8})が、3割になったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

平成27年8月からの介護保険制度改正について

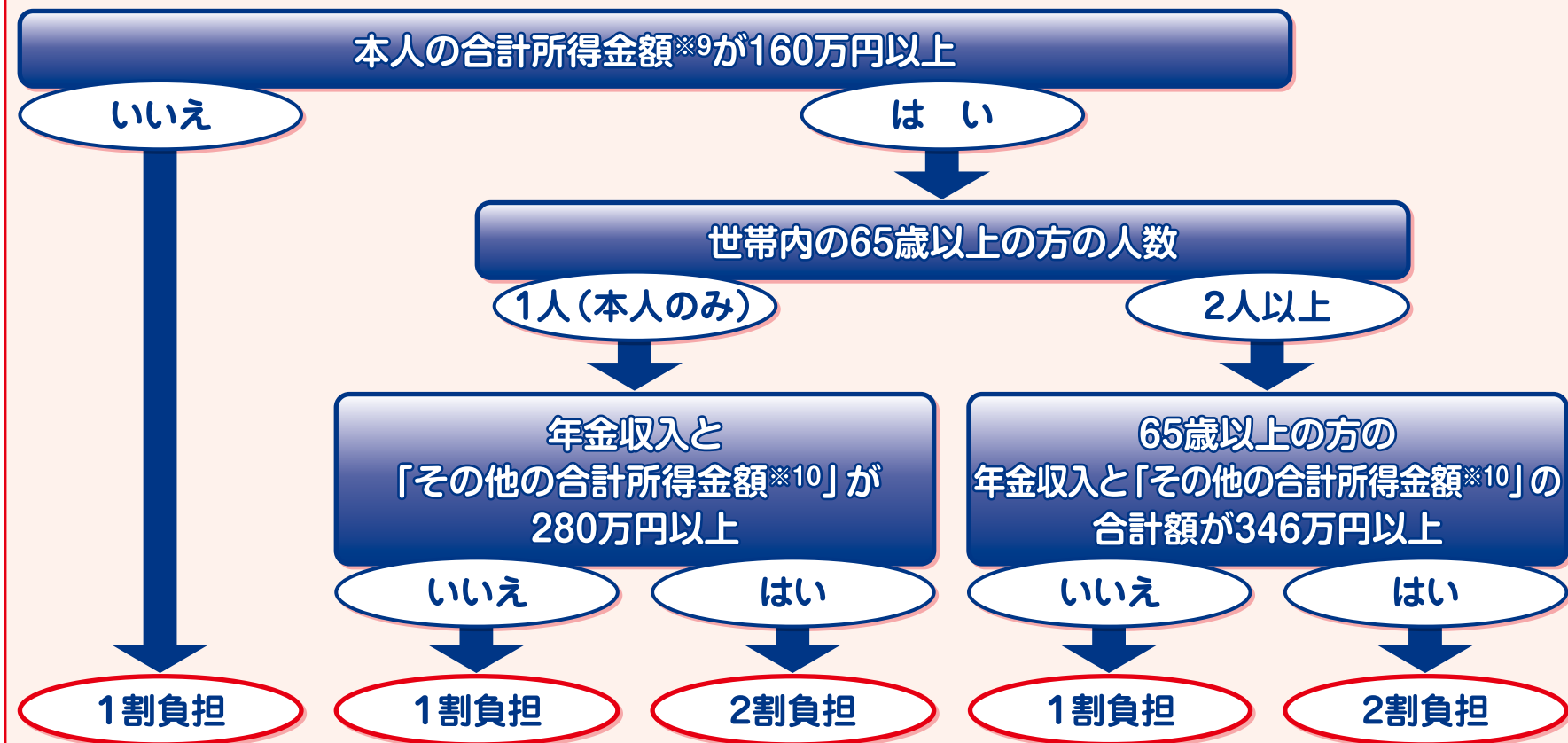
一定以上所得者の利用者負担の見直し

現在、高齢化率は25%を超え、約4人に1人が高齢者という「超高齢社会」に突入しています。高齢化の進展に伴い、介護に対するニーズがさらに増加することが見込まれます。介護費用の増大の中で、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるために、平成27年8月から一定以上所得者の利用者負担の見直しが実施されます。

●負担割合の引き上げ

これまで、介護サービスの自己負担は一律1割でしたが、一定以上の所得のある65歳以上の被保険者について、負担割合が2割となります。同一世帯に介護サービスを利用する被保険者が複数いる場合、2割となるのは、基準以上の所得を有する本人のみです。

1割と2割の判定基準



※9 合計所得金額：純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得額及び退職所得金額の合計額。
 ※10 その他の合計所得金額：給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額。

●負担上限の引き上げ(高額介護サービス費)

1か月に支払った介護サービスの自己負担の合計額※11が一定以上の上限を超える場合、超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されますが、一定以上所得者について上限額が変わります。

<現行>

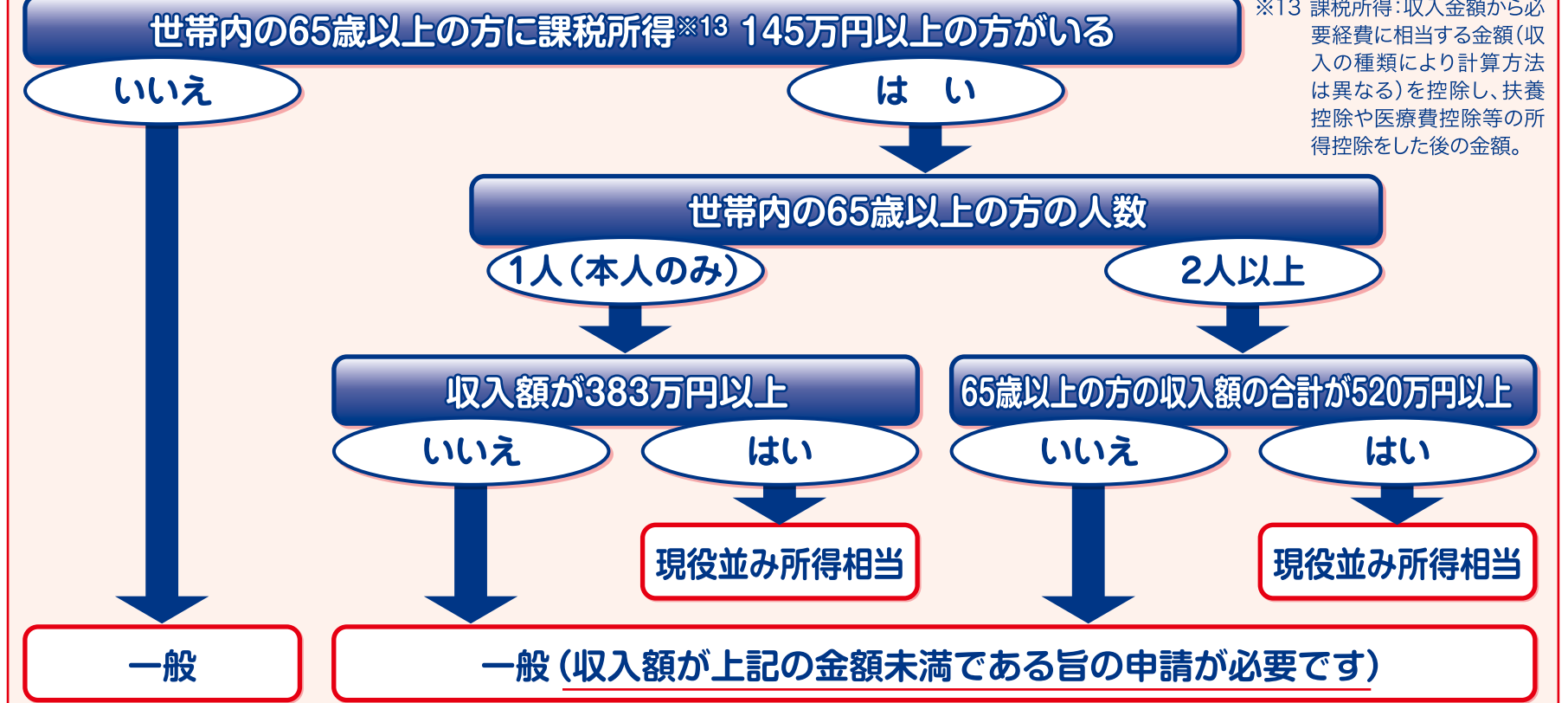
| 対象となる人 | 自己負担額の上限 | |
|-------------|------------------------|---------|
| | 個人 | 世帯※12 |
| 一般(住民税課税世帯) | 37,200円 | 37,200円 |
| 住民税非課税世帯 | | 24,600円 |
| | 年金収入とその他の合計所得金額 80万円以下 | |
| | 老齢年金受給者 | 15,000円 |
| 生活保護受給者 | 15,000円 | 15,000円 |

<改正後>

| | | |
|----------|---------|---------|
| 現役並み所得相当 | 44,400円 | 44,400円 |
| 一般 | 37,200円 | 37,200円 |

※11：住宅改修費、福祉用具購入費や施設の食費・居住費(滞在費)、日常生活費等は含みません。
 ※12：上限額は、世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計となります。

一般と現役並み所得相当の判定基準



※13 課税所得：収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法は異なる)を控除し、扶養控除や医療費控除等の所得控除をした後の金額。

負担限度額認定の要件の見直し

施設入所等(ショートステイ含む)にかかる費用のうち、食費及び居住費は、本人の自己負担が原則となっていますが、住民税非課税世帯の方については、申請に基づき、負担限度額を認定し、負担限度額との差額を補足給付し負担を軽減しています。その福祉的な性格や経過的な性格を踏まえ、真に必要な方に給付を重点化するために資産を勘案する等の見直しを実施されます。

① 配偶者(同一の世帯に属しない配偶者)の所得

現在、負担限度額認定の対象者は世帯の全員が住民税非課税であることが要件となっていますが、これに加えて同一の世帯に属しない配偶者についても、住民税非課税であることが要件に加えられます(配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます)。

② 預貯金等の勘案

利用者とその配偶者が所有する現金、預貯金、合同運用信託、公募公社等運用投資信託及び有価証券その他これらに類する資産の合計額が2,000万円(配偶者がいない場合にあっては、1,000万円)以下であることが要件に加えられます。

制度改正に関するQ&A

Q 負担割合について、わたしが1割負担か2割負担かいつどのように分かりますか？

A 要支援・要介護認定を持つすべての方に「負担割合証」を発行します。サービスを受ける際には、負担割合証の提示が必要です。すでに要支援・要介護認定をお持ちの方へ、平成27年7月ごろに郵送にてお届けする予定です。

Q 2割負担になると、負担が増えてしまうので、これまで通りのサービスが使えるか心配なのですが。

A 高額介護サービス費として、上限額を超えた分については払い戻しがあるため、2割負担となった方すべての負担が単純に2倍になるわけではありません。

Q 高額介護サービス費による払い戻しはどうしたら受けられるのですか？

A 「介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給申請書」の提出が必要です。すでに、申請をしている方でも、世帯内の65歳以上の方に課税所得145万円を超えている方がいるものの、一般の区分に当てはまる場合は、世帯内の65歳以上の方の収入額を申請する必要があります。

Q わたしが、高額介護サービス費として払い戻しが受けられるのか、どの区分に当てはまるのか分からないのですが。

A 払い戻しの対象となる方、世帯内の65歳以上の方の収入額の申請が必要な方については、申請が必要である旨の案内を送付させていただきます。

Q 負担限度額認定について、預貯金や有価証券等はどのように判断されるのですか？

A 申請の際に預貯金等に関して申告していただきます。銀行等の金融機関への調査を行う場合がありますので、申請の際には調査実施にかかる同意書の提出が必要です。なお、虚偽の申告により不正に負担限度額認定を受け、食費及び居住費の減額を受けた場合には、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

★今後の「宇治市政だより」でも詳しい内容を掲載します。必ずご覧ください。